

## 名古屋市立大学における学校教育法に基づく認証評価の結果について

## 1 認証評価機関

公益財団法人 大学基準協会

## 2 公表日

平成29年3月22日（水）

## 3 大学基準協会が定める基準項目

基準項目	
基準1	理念・目的
基準2	教育研究組織
基準3	教員・教員組織
基準4	教育内容・方法・成果
	(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	(2) 教育課程・教育内容
	(3) 教育方法
	(4) 成果
基準5	学生の受け入れ
基準6	学生支援
基準7	教育研究等環境
基準8	社会連携・社会貢献
基準9	管理運営・財務
	(1) 管理運営
	(2) 財務
基準10	内部質保証

#### 4 認証評価結果 ※詳細は資料4-2「名古屋市立大学に対する大学評価（認証評価）結果」参照

##### (1) 評価結果

貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。  
認定の期間は2024（平成36）年3月31日までとする。

##### (2) 提言

###### 【長所として特記すべき事項】

###### P22 [基準4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法]

超高齢化社会における医療人材不足を解消すべく、医学部・研究科、薬学部・研究科、看護学部・研究科による多職種連携教育を発展させ、公共団体や他大学と連携して地域で活動する医療福祉人材の育成に取り組む「なごやかモデル」による教育を展開している。このモデルでは、公共団体や名古屋市立大学病院と連携し、名古屋市内の鳴子地区における超高齢化地域の医療福祉問題を学生がチームごとに複数回にわたり現地の高齢者宅を訪問調査し、自ら課題を抽出し、改善策の実施・研究に取り組んでいる。また、名古屋市内の他大学とも連携し、福祉や工学分野の学生もチームに加わることで、在宅医療・包括ケアシステムの構築に至る総合的な課題解決能力を涵養しており、地域活性化に貢献するとともに地域における医療人材の育成に取り組んでいることは評価できる。

###### 【改善勧告】

###### P27 [基準5 学生の受け入れ]

薬学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.23、同薬学科が1.21、同生命薬科学科が1.26と高い。また、同生命薬科学科については、収容定員に対する在籍学生数比率についても1.24と高いので、是正されたい。

<参考> 1.20以上：努力課題  
1.25以上：改善勧告

###### 【努力課題】

###### P11[基準4 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針]

薬学研究科博士前期課程の学位授与方針には、修了要件は示されているものの、課程修了にあたっての修得することが求められる知識・能力などの学習成果を示されていないので、改善が望まれる。

P22 [基準 4 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法]

薬学研究科のすべての専攻・課程において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。

P26 [基準 5 学生の受け入れ]

医学部において、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.02 と高いので、改善が望まれる。

<参考> 1.00 を超える：努力課題  
1.05 以上：改善勧告

P26 [基準 5 学生の受け入れ]

人文社会学部において、心理教育学科では、編入学定員に対する編入学生数比率が 1.50 と高いので、改善が望まれる。

<参考> 1.30 以上：努力課題

## 5 【改善勧告】及び【努力課題】への対応

「改善勧告」についてはその改善状況を、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善報告書」としてとりまとめ、2020（平成 32）年 7 月末日までに同協会に提出することが求められている。

「改善勧告」・・・ 大学評価(認証評価)後にその問題事項について必ず改善・改革に取り組むとともに、その結果を大学基準協会に報告することが求められる。したがって、当該事項への対応方法、改善状況、また、将来計画については、必ず報告しなければならない。

「努力課題」・・・ 一層の改善・改革の努力を促すために提言するものであるため、改善することが望まれるが、それを受けてどのように対応するかは、各大学の判断に委ねられる。したがって、当該事項について改善を行った場合には改善状況を、改善する必要がないと判断した場合には大学側の見解を大学基準協会に示す必要がある。

## <参考> 認証評価について

○大学は、学校教育法に基づき、定期的に認証評価機関による認証評価を受けることとされている。

### ※参照条文

#### 学校教育法

第 109 条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 **大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。（以下略）**

#### 学校教育法施行令

第 40 条 法 109 条第 2 項（（中略））の政令で定める期間は 7 年以内（中略）とする。

### ※大学の認証評価機関

- ・公益財団法人 大学基準協会
- ・独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
- ・公益財団法人 日本高等教育評価機構

○評価委員会が公立大学法人について、中期目標の期間における業務の実績を評価するに当たっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。

### ※参照条文

#### 地方独立行政法人法

第 30 条 地方独立行政法人は、（中略）中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。（以下略）

第 79 条 **評価委員会が公立大学法人について第 30 条第 1 項の評価を行うに当たっては、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。**